

重要事項説明書
(指定介護老人福祉施設 みぎわホーム)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-850-6233 (午前10時～午後5時まで)

担当 生活相談員 上田奈恵

* ご不明な点は何でもお尋ねください。

2. 事業者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 南町田ちいろば会
代表者氏名	理事長 川勝高宏
法人所在地	東京都町田市南町田四丁目10番38号

3. ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム みぎわホーム
管理者氏名	施設長 井上健太
施設所在地	東京都町田市南町田四丁目10番38号
電話番号	042-850-6233
介護保険事業者番号	1373200243

4. 施設の職員体制

	資格	
管理者		1名
生活相談員	社会福祉士・社会福祉主事	1名
栄養士	管理栄養士	1名
機能訓練指導員	理学療法士等	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名
嘱託医師	配置医	1名
事務職員		3名
介護職員	介護福祉士・初任者研修	30名以上
看護職員	看護師(正・准)	3名以上

5. 施設の設備等の概要

【定員：88名】

種類	室数	備考
居室	88室（全室個室） 1ユニットは11室	ベッド・エアコン・洗面台設置
共同生活室	8室（各ユニット1室）	食堂・談話室・キッチン含む
浴室	一般浴室	8室（各ユニット1室）
	機械浴室	1室
共同トイレ	24箇所（各ユニット3箇所）	
ユニット交流室	4室（2ユニットに1室）	
地域交流室	1箇所	
屋上庭園	1箇所	
医務室	1室	
特養事務所	1室	
会議室	1室	

6. 当施設のサービス内容

項目	サービス内容
施設サービス計画の立案	ご入居者が自宅と同じ様に安心した生活を送る為に、ご入居者の解決すべき課題を把握し、ご入居者・代理人およびその他ご家族の意向を踏まえた上で、当施設での施設サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスでの留意点を盛り込んだ施設サービス計画を立案・作成します。必要に応じて計画の変更を行います。
食事の提供および栄養ケアマネジメントの計画立案	栄養管理職員の立てる献立により、ご入居者の年齢・心身の状況によって、適切な栄養量および内容の食事を提供致します。栄養管理職員は、医師・看護師・介護支援専門員・その他の職種と共同して、ご入居者の摂取機能を考慮した栄養マネジメントを行います。味・彩り・盛り付け・季節感等、満足いただけるよう工夫して提供致します。 朝食：午前8時～午前10時 昼食：午後12時～午後2時 夕食：午後6時～午後8時 *時間内でご希望のお時間で召し上がる事が出来ます。
入浴サービス	入浴は週2回以上行います。ユニット個室での入浴が困難な方でも機械浴室を利用して入浴して頂く事ができます。体調不良等で入浴ができない場合は代替え入浴および清拭をさせていただきます。

介護サービス	ご希望や状況に応じて適切な施設サービス計画に沿ってサービスを提供します。着替え、食事、排泄、入浴、施設内の移動の付き添い、体位変換等を介護職員・看護職員が行います。
機能訓練サービス	機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止する為の訓練を行います。
生活相談	ご入居者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	嘱託医師、看護職員がご入居者の日々の健康管理を行います。年に1回健康診断を行います。インフルエンザの予防接種を行います。
理美容サービス	町田市より発行される理美容券をお持ちの方は使用することができます。理美容券をお持ちでない方も、実費にて行う事が出来ます。ご希望により、毛染め・パーマも行う事が出来ます。
趣味活動	個々に応じた趣味活動やユニット間の交流を支援します。
室内設備	身の回りの品については、使い慣れた家具等を持ち込んで頂き、安心してお過ごしいただけます。

7. 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金 (地域加算：2級地 1単位：10.72円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス費	1日の単位数	638	705	778	846	913
	日数	31日	31日	31日	31日	31日
	月単位数	19,778	21,855	24,118	26,226	28,303
2. 看護体制(I)	一日の単位数	4	4	4	4	4
	月単位数	124	124	124	124	124
3. 看護体制(II)	一日の単位数	8	8	8	8	8
	月単位数	248	248	248	248	248
4. 精神科医療 養指導加算	一日の単位数	5	5	5	5	5
	月単位数	155	155	155	155	155
5. 日常継続支 援加算	一日の単位数	46	46	46	46	46
	月単位数	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426
6. 栄養マネジ メント加算	一日の単位数	14	14	14	14	14
	月単位数	434	434	434	434	434
7. 個別機能訓 練加算	一日の単位数	12	12	12	12	12
	月単位数	372	372	372	372	372
8. 口腔衛生管 理体制加算	月単位数	30	30	30	30	30
合計単位数 (31日)		22,567	24,644	26,907	29,015	31,092
費用合計	地域単価(円)	¥241,918	¥264,183	¥288,443	¥311,040	¥333,306
	10.72					
給付率		90	90	90	90	90
サービス保険請求額		¥217,726	¥237,764	¥259,598	¥279,936	¥299,975
サービス利用負担額		¥24,192	¥26,419	¥28,845	¥31,104	¥33,331
給付率		80	80	80	80	80
サービス保険請求額		¥193,534	¥211,346	¥230,754	¥248,832	¥266,644
サービス利用負担額		¥48,384	¥52,837	¥57,689	¥62,208	¥66,662
給付率		70	70	70	70	70
サービス保険請求額		¥169,342	¥184,928	¥201,910	¥217,728	¥233,314
サービス利用負担額		¥72,576	¥79,255	¥86,533	¥93,312	¥99,992

※処遇改善加算Ⅰ：一月につき介護報酬総単位数(合計総単位数×加算率(8.3%))を合算

※特定処遇改善加算Ⅰ：一月につき介護報酬総単位数(合計総単位数×加算率(2.7%))を合算

(2) 個別加算について

項目	単位数		備考
外泊時加算	1日につき	246 単位	1ヶ月に6日を限度（入院，自宅）
初期加算	1日につき	30 単位	入居から30日間（長期入院時）
経口移行加算	1日につき	28 単位	栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない
経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	400 単位	栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない
経口維持加算（Ⅱ）	1月につき	100 単位	経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は算定しない
療養食加算	1回につき	6 単位	1日に3回を限度
看取り介護加算	1回につき	144 から 1280 単位	
口腔衛生管理加算	1月につき	90 単位	口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定しない
低栄養リスク改善加算	1月につき	300 単位	栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない
再入所時栄養連携加算	1回につき	400 単位	栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない（1人につき1回）
褥瘡マネジメント加算	1月につき	10 単位	3か月につき1回を限度
排せつ支援加算	1月につき	100 単位	

(3) 所定料金（介護保険法以外の自己負担のものと事業所と入居者との契約に基づくもの）

項目	金額		備考
食費	1日あたり	1,800円	所得に応じて別記減免措置があります
居住費	1日あたり	2,550円	所得に応じて別記減免措置があります

[減免措置対応一覧]

段階	対象者	食費（円）		居住費（円）	
保険料第1段階	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税 ・老齢福祉年金受給者	1日あたり	300	1日あたり	820
保険料第2段階	・住民税世帯非課税 ・合計所得と年金収入の合計が80万円以下	1日あたり	390	1日あたり	820
保険料第3段階	・住民税世帯非課税 ・合計所得と年金収入の合計が80万円以上	1日あたり	650	1日あたり	1,310
保険料第4段階	・非該当	1日あたり	1,800	1日あたり	2,550

*入居期間中に入院または外泊した場合の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご承知下さい。

*入院期間中の居室について、事業者は契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入居生活介護等に活用することができます。この場合には契約者は居住費（滞在費）を支払う必要はありません。

(4) その他の費用

※介護保険外サービス（実費かかるもの）

入居者・家族の希望による。

項目	内容	費用
個人用電化製品 使用料	テレビ（個人で使用するもの） 月額	800円
	冷蔵庫（個人で使用するもの） 月額	470円
	パソコン（個人で使用するもの） 月額	400円
	ラジオ・CD（個人で使用するもの） 月額	140円
	その他（要相談）	実費
預かり金管理費	月 額	2,000円
教養娯楽費	1回あたり	実費

健康管理費	インフルエンザ・肺炎球菌予防接種	実費
理美容料	訪問理美容ご利用の場合	実費
買い物代行料	1回につき (その他状況に応じた代行料を実費請求する場合あり)	150円/250円 1,000円
行事費用	行事時に別途係る食事等の実費	実費
協力医療機関外の 交通費	走行距離(1kmにつき)	20円
入院中の居室キープ料	入院7日目以降より1日につき	2,550円
各種事務代行手続き (介護認定手続きを除く)	1回につき	1,000円
コピー代	白黒 一枚 10円 カラー 一枚 20円	
郵便処理代行手数料	1通あたり	100円
退所時に係る遺留品 処分料	一般ごみ・粗大ごみ・電化製品	実費
エンゼルケア (死後の処置)	施設内で看取られたご入居者の死後の処置 (処置・白装束・下顎固定閉口具他)	実費

(5) 支払方法

利用月の末で締めて、翌月の月末までに請求書に明細を付してご送付いたします。

利用料金は、原則として事前に登録させていただく預金口座から振替とさせていただきます。

請求月の翌月8日に口座振替(振替日が休日の場合は、翌営業日)となります。(施設窓口支払いまたは振込等をご希望される方はご相談ください)

8. 入退所について

(1) 入居

①原則、要介護3以上の認定を受けた方で、入居をご希望される方は所定の申請書にてお申し込みください。

②入居が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入居要件が満たされていれば、自動的に更新します。要介護認定において、要介護度2または1となった場合は退所となる場合もあります。

*詳細は生活相談員にお問い合わせください。

(2) 退所

以下に該当する場合、契約は解除となります。

①他の介護保険施設等へ入居した場合。

②介護認定区分が、非該当(自立)、要支援となった場合。

- ③ご入居者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失した場合。
- ④サービス利用料金の支払いを 2 カ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず 15 日以内にお支払い頂けない場合。
- ⑤ご入居者・ご家族が当施設や他のご入居者に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ⑥ご入居者が病院または診療所に入院し、おおむね 3 ヶ月の入院と見込まれる場合または 3 カ月を経過しても退院出来ないことが明らかになった場合。

9. 当施設の理念および方針

(1) 定款の精神

「永遠且つ無償の愛に根差す奉仕の業」

(2) 経営理念

「寄り添う思いを大切にした福祉サービスを提供します。」

(3) 基本方針

- ・ご利用者が笑顔で生活できる法人を目指します。
- ・職員が笑顔で働ける法人を目指します。
- ・地域社会に笑顔をもたらす法人を目指します。

(4) 特養ユニットケア 運営方針

「第二の我が家へようこそ・・・安らぎと笑顔のある生活」

みぎわホームに関わる者たちは「喜ぶ人と喜び、泣く人と泣く」（新約聖書ローマの信徒への手紙より）という共感の心を持って、ご入居者の暮らし（生活）を守り、地域の一員として社会に貢献できるように努めます。また、ご入居者、ご家族のこれまでの暮らしが継続されるように個々のくらい（生活）を支え、「みぎわで暮らして良かった。」と感じていただけるようにサービスの質の向上に努力し、いつも安らぎと笑顔のある生活が出来るように支援していきます。

10. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午前 10 時～午後 5 時 面会時は面会簿に記入をお願い致します。 当施設の行事等と重なる場合がありますので、予めご連絡を下さればお知らせ致します。
外出・外泊	予め所定の届出用紙に必要事項を記入の上、担当者へご提出願います。
喫煙	施設内での喫煙は禁止とさせていただきます。
所持品の持ち込み	身の回りの品については、使い慣れた家具等を持ちこんでいただき、安心してお過ごしいただけます。

金銭・貴重品の管理	自己責任のもとで貴重品の管理をお願いしております。(管理が難しい等の場合はご相談下さい。)
居室の設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用願います。なお、明らかにこれに反したご利用により破損等が生じた場合は、実費弁償していただく場合があります。
迷惑行為	騒音等他の入居者の迷惑となる行為は、ご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	憲法に定められた宗教・政治の自由の範囲内で可能ですが、他の方への迷惑となるような執拗な活動はご遠慮ください。
動物飼育	持ち込みならびに飼育は禁止となっております。

11. 協力医療病院

名 称	南町田病院	名 称	町田慶泉病院
所 在 地	東京都町田市鶴間 4-4-1	所 在 地	東京都町田市南町田 2-1-47
連 絡 先	042-799-6161	連 絡 先	042-795-1668
診 療 科	内科・外科・整形外科 脳神経外科・泌尿器科 形成外科・皮膚科 眼科・耳鼻咽喉科他	診 療 科	内科・外科・血管外科 神経内科・腎臓内科 呼吸器内科・肛門外科 循環器内科・糖尿病内科他

12. 緊急時の対応方法

サービス提供に際し、事故や体調の急変等が生じた場合は、家族、主治医、救急機関等へ連絡します。

医 療 機 関 等	主治医の氏名 : 連絡先 :
緊急連絡先 (1)	氏 名 : (続柄) 住 所 : 連絡先 :
緊急連絡先 (2)	氏 名 : (続柄) 住 所 : 連絡先 :

※みぎわホームの嘱託医を主治医とされる場合は、上記医療機関等の記入は省略できます。

13. 非常災害時対策

災害時の対応	みぎわホーム消防計画に則り対応いたします。
近隣との協力関係	近隣町内会とみぎわホームとの間に防災協定を締結しています。
防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知機・誘導灯・屋内外消火栓・防火戸・ガス漏れ警報器・非常通報装置・非常用電源・消火器 *カーテン等は防災加工されているものを使用しています。
平常時の訓練	みぎわホーム消防計画に則り、昼夜の訓練を年2回以上行います。
消防計画	東京都消防庁の作成基準に準じ計画を作成しています。

14. 第三者評価の実施状況

第三者の評価による実施状況	1.あり	実施日	平成30年10月2日
		評価機関名称	特定非営利活動法人グローバルスカイ
		結果の開示	1.あり (東京都福祉サービス第三者評価) 2.なし
	2.なし		

15. 相談窓口・苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	代表番号 : 042-796-1521 / 特養番号 : 042-850-6233 受付時間 : 午前10時から午後5時まで 苦情受付窓口 : (生活相談員) 上田 奈恵 苦情解決責任者 : (管理者) 井上 健太
------	--

◎公的機関においても、以下の機関において苦情等の申出等ができます。

町田市役所 介護保険課 給付係	所在地 : 東京都町田市森野2-2-22 電話番号 : 042-724-4366 受付時間 : 午前9時から午後5時まで *土、日、祝祭日ならびに年末年始は除きます。
東京都国民健康 保険団体連合会	所在地 : 東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号 : 03-6238-0177 受付時間 : 午前9時から午後5時まで *土、日、祝祭日ならびに年末年始は除きます。

16. その他

契約期間中、介護保険法をはじめとする関係諸法令改正及び施設料金改正により入居者の負担金改正が必要となった場合には、料金改正後、速やかに入居者ならびにご家族に対し改定の施行時期及び改定後の金額を説明し、本契約の継続について確認するものとします。

利用契約の締結にあたり、入居者に対して契約書及び本書面において重要事項を説明致しました。

年 月 日

[事業者]

所在地 東京都町田市南町田四丁目 10 番 38 号

名称 社会福祉法人 南町田ちいろば会
特別養護老人ホーム みぎわホーム

説明者 生活相談員 氏名 上田奈恵 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

[入居者]

住所

氏名

印

[代理人]

住所

氏名

印